

参考資料

- ① 用語解説
- ② 見直しの経過

用語解説

い 育児短時間勤務制度

乳幼児など子育て期間中の労働者が、育児休業を取得することなく就業しつつ子を養育することを容易にするために事業主が講じる措置の一つで、①1日の所定労働時間を短縮する制度、②週又は月の所定労働時間を短縮する制度、③週又は月の所定労働日数を短縮する制度（隔日勤務、特定の曜日のみの勤務等の制度をいう）、④労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度を総称するものです。

イグドラシル・プラン

本県における高度情報通信社会を構築するための長期計画です。

う うつくしま世界樹

県の関係機関を結ぶ情報通信ネットワーク（広帯域の基幹ネットワーク）のことです。

え NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organizationの略で、民間非営利組織と訳されています。福祉、環境、国際協力、まちづくりなどの様々な分野で、営利を目的とせず公共的な活動を行っている民間の組織・団体をいいます。

NPO法人設立認証制度

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、一定の要件を満たしたうえで、都道府県（2つ以上の都道府県に事務所を設置する場合は国）の認証を受けることにより、法人格を取得することができます。なお、認証を受けて設立した法人をNPO法人といいます。

遠隔医療

医者と患者あるいは遠隔地の病院間を通信ネットワークで結び、映像や医療データ（X線画像や病理写真等）をやりとりしながら診療や診断を行うものです。

お 音楽療法・園芸療法

歌を歌ったり、楽器を演奏したりするなど音楽を利用し、また、園芸作業などを行うことによって、認知症など病気の治療や予防、機能回復をするものです。

か 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険のサービスを利用する方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態等を考慮して、適切なサービスが利用できるように市町村、在宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う者をいいます。

介護実習・普及センター

老人介護の実習等を通じて地域住民への介護知識、介護技術の普及を図るとともに、介護機器の展示や相談体制を整備し介護機器の普及を図るための施設です。

介護相談員

介護サービスの提供の場を訪問し、サービスを利用する方や家族等の話を聞き、相談に応じるなどの活動を行う者をいい、市町村が登録を行います。

か 介護福祉士

国家資格であり、介護に関する専門職として、寝たきり老人など日常生活に支障がある人の介護をしたり、介護についての相談や指導を行うことを業とする者をいいます。

介護保険審査会

市町村が行った要介護認定や保険料賦課等の行政処分に対する不服申立てについて審査する機関で、都道府県に設置されています。

介護予防

高齢者ができる限り寝たきりなどの介護を要する状態になることや、さらに悪化する事がないように、高齢者の状態に応じて必要な支援を行うことです。

介護予防拠点施設

地域包括支援センターや生活支援ハウス、予防給付や地域支援事業（介護予防事業）を行う介護予防の拠点として整備した公民館や老人福祉センター、民家等をいいます。

介護療養型医療施設

介護保険の給付対象施設の一つであり、長期にわたり療養を必要とする患者のための病床を有する病院・診療所で、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う施設です。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険の給付対象施設の一つであり、常時介護を必要とし、居宅では適切な介護を受けることが困難な高齢者等を介護する施設で、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話などを行います。

介護老人保健施設

介護保険の給付対象施設の一つであり、病状が安定期にある要介護高齢者に対し、看護、医学的管理下の介護、リハビリテーション等の医療サービスと、日常生活上のサービスを併せて提供する施設です。

き 救急医療情報システム

総合医療情報センターと病院・診療所、消防本部その他の関係機関とをオンライン・ネットワークで結び、救急患者が発生した場合に、患者の病状にあった医療機関を即座に選んで搬送することができるようにするものです。

また、休日や夜間に診療できる医療機関をインターネットやテレホンサービスにより一般の方へも提供しています。

く QOL（クオリティ・オブ・ライフ）

「生活の質」などと訳されます。保健・医療・福祉の分野において生活の質をより良いものにしていくという概念を表す言葉です。

グループホーム

認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者等が地域の一般住宅において数名のグループで共同生活を営む場で、専任の世話人等によって食事や健康管理等を行う日常生活の援助と自立生活の援助が行われます。

け ケアハウス

軽費老人ホームの一種で、60歳以上又は夫婦のうちいずれかが60歳以上で、身体機能の低下又は高齢等のため独立して生活するには不安のある人が、自立した生活ができるよう居室は個室化され、車椅子での移動が可能な構造や設備の面で工夫された施設です。

ケアマネジメント

サービス利用者の希望が満たされるように、保健・医療・福祉サービスが総合的に系統だって提供できるようにするための連携・調整などの一連の活動をいいます。

健康ふくしま21

県民一人ひとりが実践する健康づくりを基本に、家庭・学校・職域・地域などが一体となった新たな健康づくり県民運動の展開と、健康づくりへの社会的・専門的支援の計画的展開を図るための具体的な行動計画です。

こ 高度救命救急センター

重篤な救急患者の医療を確保するために設置された、高度な診療機能を有する24時間体制の施設（救命救急センター）に収容される患者のうち広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者の受入可能な施設です。

高齢者総合相談センター

高齢者やその家族の悩み事や相談に応じるために設置されました。相談員による一般的な相談のほか、法律相談、税金相談などの専門家（弁護士、税理士他）による専門的な相談も受け付けます。

高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者の夫婦、単身世帯が安心して居住できる住宅を確保するため、国や地方自治体が補助金を出して建設する賃貸住宅のことであり、住宅はユニバーサルデザイン化され、緊急通報装置を設置しています。なお、建設に当たって事業者は供給計画を策定し、都道府県知事の認定を受ける必要があります。

さ 在宅介護支援センター

在宅の高齢者やその家族などに対して総合的な相談に応じ、介護等に関するニーズに対応した保健福祉サービスが総合的に受けられるよう、市町村等の関係行政機関やサービス実施機関等との連絡調整を行う施設です。

在宅緩和ケア

緩和ケアとは、がんの痛みをはじめとする不快な症状や精神的な不安を軽減し、患者や家族の意志を尊重しつつ人生を全うできるよう支援することです。「在宅型」と「施設型」に分かれますが、在宅緩和ケアは、住み慣れた自宅でのケアを提供します。

在宅当番医制

各地区医師会により、その地区における在宅当番医の当番日を調整し、住民への情報提供を行うことにより、休日及び夜間の医療を確保するものです。

さ

作業療法士

国家資格であり、医師の指示のもとに、身体又は精神に障がいのある人に、手芸や工作等の作業を行わせることにより、応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図ることを業とする者をいいます。

里親

家庭に恵まれない子どもを、県から委託を受け、親に代わって、家庭的な環境で心身ともに健やかに育てることを目的とした制度です。

里親になるためには、県知事の認定を受け、里親名簿に登録することが必要になります。

サービス利用計画

障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者の心身の状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向などを勘案し、利用する障がい福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者などを定めた計画です。

し

児童館

児童福祉法に基づく屋内型の児童厚生施設で、遊びや運動を中心とした児童の健全育成のための活動を行っています。

児童虐待防止ネットワーク

児童虐待防止に係る機関のスムーズな連携や協力を確保するために県や市町村が設置する組織のことです。児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童に対する保護・支援などを主な目的としています。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、地域の社会福祉を総合的に推進する民間団体として、市区町村、都道府県、全国の区域を単位として設置されています。

社会福祉士

国家資格であり、福祉に関する専門職として、日常生活に支障がある人の福祉に関する相談、助言、指導などを行うことを業とする者をいいます。

社会福祉8法

「社会福祉事業法」「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「児童福祉法」「民生委員法」「社会福祉施設職員等退職手当共済法」「生活保護法」「公益質屋法」のことです。社会福祉基礎構造改革により、平成2年に改正が行われました。

社会福祉法人

社会福祉施設を経営するなど、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人をいいます。

住宅マスタープラン

地域の特性に応じた住宅の整備についての計画で、地域の総合的な住宅施策を推進する基礎となるものです。

し

住民参加型在宅福祉サービス

地域住民を主体とする団体が、営利を目的とせず、家事援助、介護、通院の送迎等、高齢者等が地域で生活していくために必要なサービスを提供することをいいます。

就労移行支援

就労を希望する障がい者に対して、一定期間生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与するサービスです。

就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与するサービスです。

授産事業支援センター

授産施設や小規模作業所の製品などの受注確保や販路拡大など、授産事業の振興を図るために設置されています。

授産施設

就業が困難な障がい者を対象とし、就労又は技能習得のための訓練を行い、その自立を助長することを目的とした施設です。

主任児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受け、児童相談所などの関係機関と連携しながら、児童の健全育成のための地域活動などを、地区担当の児童委員と一緒にやります。

障害程度区分

障がい者等に対する障がい福祉サービスの必要性を明らかにするために、障がい者等の心身の状態を総合的に示す区分です。

障害福祉計画

障害者自立支援法における障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画で、市町村、都道府県において定めることとされており、この計画には、障がい福祉サービス等の必要量の見込みや各種障害者支援施設の必要入所定員総数等も盛り込まれます。

障がい保健福祉圏域

市町村だけでは対応困難な障がい者(児)に対する各種のサービスを面的・計画的に整備することにより、広域的なサービス提供網を築くため、都道府県の医療計画における二次医療圏や高齢保健福祉圏域を参考に、広域市町村圏、福祉事務所、保健所等の都道府県の行政機関の管轄区域等を勘案しつつ、複数市町村を含む広域圏域として設定されるものです。福島県では7つの生活圏を障がい保健福祉圏域として設定しています。

小規模作業所

雇用が困難な障がい者の働く場として、障がい者、親、福祉職員などの関係者により地域の中で生まれ、運営されている作業所です。

し

小規模多機能型居宅介護

提供されるサービスは「通い（日中ケア）」「訪問（訪問ケア）」「泊まり（夜間ケア）」です。「通い」を中心に、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、なじみの職員によって柔軟に提供される地域密着型サービスです。

ショートステイ

介護している家族が、急病等により介護ができない場合に、施設で一時的に預かり、介護を行うことをいいます。

食育

望ましい食生活がおくれる能力、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を修得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

シルバー人材センター

定年退職者その他の高齢退職者を対象に、臨時的・短期的な就業の機会を確保・提供する団体です。

シルバーハウジングプロジェクト

高齢者の生活特性に配慮した設備を備えた公営住宅と、ライフサポートアドバイザー（生活相談員）による日常生活支援サービスの提供をあわせて行う事業のことです。

身体拘束

衣類や帯などを利用して、一時的に人の身体を拘束し、行動を制限することをいいます。

身体障がい者補助犬

身体障がい者の日常生活を補う役割を持つ犬で、盲導犬、介助犬、聴導犬をいいます。

新予防給付

状態の維持又は改善の可能性の高い要支援1又は要支援2と判定されたいわゆる軽度者に対して行われる保険給付で、生活機能の維持・向上を図るため筋力向上トレーニングや栄養改善、口腔ケア等の介護予防効果が期待されるサービスが提供されます。

せ

生活支援員

福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）において、利用者からの依頼により本人宅を訪問し、介護保険等に関する福祉サービスの利用援助や預貯金の払戻等の日常的金銭管理等を行う者をいいます。

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

デイサービスセンター等に居住部分を会わせて整備（併設、隣接も可能）した小規模多機能型施設であり、高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び地域における交流機能等を総合的に提供する施設です。

せ **生活習慣病**

高血圧、脳卒中、心臓病等の循環器疾患やがん、糖尿病など、生活習慣に起因して発生する疾患の総称で、従来の「成人病」という言葉に代わって使われています。

精神医療審査会

精神科病院に入院している患者に関して人権に配慮した適正な医療及び保護を確保する観点から都道府県に設置されている機関で、入院継続の要否、患者からの退院請求及び処遇改善請求に対して審査を行います。

精神保健福祉士

精神保健福祉士法に基づく精神障がい者の社会復帰に関する専門職の国家資格であり、精神保健福祉士の登録を受け、その名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神障がい者の社会復帰に関する相談、助言、訓練等を行う者をいいます。

成年後見制度

平成11年の民法改正により、判断力が衰えたり、認知症高齢者、知的障がい者など自分自身の権利を守ることが十分でない成年者の財産管理や身上監護を支援する制度として創設されました。従来の禁治産・準禁治産制度が後見・補佐制度に改められ、さらに、軽度の精神上の障がいがある人を対象とする補助制度と判断能力が十分なうちに将来の判断能力の衰えを見越してあらかじめ後見内容等を決めておく任意後見制度が新設されています。

そ **総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター**

総合周産期母子医療センターは、母体・胎児集中治療管理室を含む産科病棟と新生児集中治療管理室を含む新生児病棟を有し、重症妊娠中毒症、切迫早産等の危険性の高い妊婦や低出生体重児等に対し高度な医療を行うことができる医療施設をいいます。

地域周産期母子医療センターは、産科及び新生児診療を担当できる小児科等を備え、周産期（妊娠22週から生後1週間未満の期間）に係る比較的高度な医療行為ができる医療施設をいいます。

相談支援事業者

地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、相談者と市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与する事業を行う事業者のことです。

ち **地域活動支援センター**

障がい者に対し、通所により創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設です。

地域ケアシステム

個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に医療サービスをはじめとする多様な支援を継続的かつ包括的に提供する仕組みをいいます。

地域子育て支援センター

身近な保育所、保健センターなどを拠点として、地域の子育て家庭を支援するため、育児に関する相談指導や情報提供、子育て家庭の交流や遊びの場の提供、育児サークルの育成支援等の事業を行います。

ち

地域支援事業

要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する総合相談・支援事業や介護予防マネジメント等の包括的支援事業と介護予防事業等をいいます。

地域自立支援協議会

地域における障がい者への相談支援事業を適切に実施していくため、相談支援事業の運営評価等の実施や具体的な困難事例への対応のあり方に関する指導・助言、地域の関係機関によるネットワーク構築などを行う場として、市町村が設置するものです。

地域包括支援センター

日常生活圏域で地域包括ケアを有効に機能させるため、保健師等の専門職種を配置し、多職種が力を合わせ各種サービスや住民活動を結びつける取組みや、個別サービスのコーディネートをも行う地域の中核機関です。

地域保健法

地域住民の健康の保持及び増進を目的とし、住民に身近な保健サービスについては市町村が一体的に提供する一方、保健所については地域保健の広域的・専門的・技術的拠点として機能強化を図ることを定めた法律で、平成6年度に従来の保健所法を改正し、平成9年度に全面施行されました。

地域密着型サービス

認知症高齢者や独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、日常生活圏域内で利用及び提供が完結するサービスで、原則所在市町村の住民（被保険者）の方だけが保険給付の対象となります。

地域リハビリテーション

ノーマライゼーションを基本理念とし、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で生涯にわたって生き生きとした生活を送れるよう、保健・医療・福祉の関係者のみならず、ボランティア等の地域住民も含めた人々が、リハビリテーションの立場から行う全ての活動をいいます。

地方分権一括法

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」のことであり、平成11年7月に成立、平成12年4月に施行されました。国と地方自治体の関係を従来の「上下・主従」から「対等・協力」に転換したもので、「機関委任事務」の廃止などが定められています。

て

デイサービス

要介護者又は要支援者であって、居宅において介護を受けている高齢者や障がい者などを施設（デイサービスセンター）に通わせ、機能訓練、入浴、食事の提供などのサービスを提供することをいいます。

と

ドクターヘリ

救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門家及び看護師が搭乗し、救急現場に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専用のヘリコプターです。

と

特定不妊治療

特定不妊治療費助成事業において、対象となる体外授精及び顕微授精のことをいいます。

な

難病

原因が不明で治療方法が確定してなく、後遺症を残すおそれの少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的問題のみならず介護等に著しく負担を要するため、家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病をいいます。

に

ニュースポーツ

柔軟性のある競技規則と適度な運動量を備え、特別なトレーニングをしなくても、老若男女のハンディが少なく、簡易な用具で楽しめるスポーツをいい、これらのスポーツは民間スポーツ団体等により工夫・考案され次々と誕生しており、外国生まれの新しいスポーツとともに、総称して「ニュースポーツ」と言われています。

認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶力、理解力、判断力など、いくつかの脳の働きが急激に低下し、日常生活に支障を来す状態のことをいいます。

認知症は、脳が萎縮して起こるアルツハイマー型認知症と脳の血管が詰まることで起こる脳血管性認知症が2大原因となっています。

認知症高齢者グループホーム

中程度までの認知症高齢者が家庭的な環境の中で、共同生活を営む形態のことで、認知症の進行を穏やかにし、問題行動を減少させ、精神的に安定して健康で明るい生活を送れるように支援します。

の

ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などを特別視せず、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、普通の人と同じように受け入れ、一緒に暮らす社会こそが通常（ノーマル）の社会であるという考え方を表現したものです。

は

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の被害者に対して各種の保護や支援を行う中心的な役割を果たす施設で、都道府県はこれを運営すべきこととされ、また、市町村もこれを運営することができます。

発達障がい（自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がい）

発達障がいは、自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現する障がいです。

自閉症は、コミュニケーション、対人関係、常同行動（こだわり）のすべての領域で障がいがみられるものをいいます。

学習障がい（LD、Learning Disorders）は、知的発達に遅れはないものの、読字、書字、計算などの学習に特異的困難がある障がいです。

注意欠陥多動性障がい（AD/HD、Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）は、多動性・衝動性、不注意・集中困難などにより、社会的活動や学業に支障をきたす障がいです。

は 発達障がい者支援センター

自閉症等の特有な発達障がいを有する障がい児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点です。都道府県・指定都市が行うことができるとされています。

バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がい者が生活するうえでの障壁（バリア）を取り除いた設計を行うことをいいます。

ひ ピアカウンセリング

障がい者が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障がい者の相談に応じたり、助言したりすることをいいます。

人にやさしいまちづくり条例

すべての人が安全かつ快適に暮らすことができる社会を創るため、やさしいまちづくりの基本的な考え方や、県、事業者及び県民の役割を示した条例です。

ひとり親家庭

離婚や配偶者の死亡などの理由により、父親又は母親のいずれか一方と児童が生活している家庭及び父母のいない児童のいる家庭等をいいます。

病院群輪番制

地域で複数の病院が共同して、輪番制方式により休日及び夜間の診療を実施することをいいます。

ふ ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい会員と育児の援助を受けたい会員からなる相互援助組織で、市町村などが設置するものです。保育施設まで送迎すること、保育施設の保育時間開始前や終了後に子どもを預かること、放課後児童クラブ終了後に子どもを預かること、保護者の病気や急用の場合に子どもを預かることなどの事業を行います。

福祉協力校

県社会福祉協議会が、市町村社会福祉協議会の推薦を受けて指定するボランティア活動普及事業協力校のことです。指定校では、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、ともに支え合う心を育てるため、地域でのボランティア活動や福祉施設への訪問、介護体験などを実施します。

福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

判断能力の十分でない高齢者や障がい者等が、地域で自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約により、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行うものです。なお、地域福祉権利擁護事業は、社会福祉協議会での事業名です。

福祉人材センター

県民のニーズに対応した適切な福祉サービスを提供していくため、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者の就業の援助、研修の企画及び実施、社会福祉事業経営者に対する相談等を行う機関です。県では、センターの運営を福島県社会福祉協議会に委託しています。

ふ

福祉的就労

自立、更生を促進し、生きがいづくりのため、授産施設や小規模作業所で働くことをいいます。

福祉ヒューマンパワー

社会福祉活動を支える人たちを表したものです。「ヒューマン」には、人間という意味と、人間らしい、思いやりのあるという2つの意味を込めています。

福祉ホーム

家庭環境や住宅事情のため家族との同居や住宅の確保がむずかしい障がい者や、住居を求めている障がい者に対し、日常生活に必要な居室を確保し、必要な便宜を提供するなどして自立した生活を営むことを目的とした援助が行われます。

プライマリ・ケア

住居や職場に近い診療所などでの診断、治療（基本診療、一次医療あるいは初期医療などいわれます。）だけでなく、応急処置や必要に応じ専門の医療機関への紹介などの機能を持った総合医療システムとして、予防、健康増進などを含めた意味で使われます。

ほ

放課後児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の児童等を対象に、児童館や余裕教室などを利用して、放課後の遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としたものです。学童保育と呼ばれることもあります。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

在宅の寝たきり高齢者等の家庭にホームヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や生活に関する相談、助言その他の日常生活の世話をを行うものです。

訪問看護

在宅の寝たきり高齢者、難病、障がい者、末期がんの患者等に対し、かかりつけの医師の指示に基づき、看護師等が定期的に家庭を訪問して看護サービスや療養指導を行うものです。

訪問看護ステーション

訪問看護を専門に行う事業所で、病院や診療所に併設されたもの以外に、独立して開設されているものもあります。

保護命令

配偶者からの更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときに、被害者の申立てに基づき、①6ヶ月間加害者が被害者やその子につきまったり、被害者やその子の周辺をはいかいすることを禁止（接近禁止命令）、②加害者が被害者とともに生活の本拠としている住居から2ヶ月間退去すること（退去命令）を裁判所が命ずることです。

なお、命令に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が課されます。

ほ 補装具

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするための器具で、義肢、義足、補聴器、車いすなどです。

ボランティアアドバイザー

地域においてボランティアとして活動しながら、自身のボランティア活動の経験を生かし、同じボランティアの立場で、ボランティア活動への意欲のある人や、すでに活動している人に対し、相談、情報提供、助言を行う者をいいます。

ボランティアコーディネーター

ボランティアセンターに配置されており、ボランティア活動に関する情報提供や、ボランティアの育成、登録、要支援者（ボランティアを必要とする人）へのボランティアあっせんなど、ボランティアへの支援を行う専門職をいいます。

ボランティアセンター

ボランティア活動に関する情報提供や、ボランティアの育成、登録、要支援者（ボランティアを必要とする人）へのボランティアあっせんなどを行う機関で、社会福祉協議会が運営しています。

ボランティアリーダー

自身がボランティアとして活動しているグループにおいて、活動のまとめ・活性化・技術指導、新規加入者への助言などを行っている者をいいます。

ま マス・スクリーニング検査

対象集団全体に対して特定の検査を行い、特定の疾患を有する者を早期に発見するための「ふるいわけ検査」です。

み 民生委員・児童委員

民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、生活に困っている人、高齢者、児童、障がい者、母子・父子家庭などからの様々な相談を受けたり、調査、援助活動を行ったりする人です。

や やさしさマーク

人にやさしいまちづくり条例に定める整備基準を満たした建築物に交付されるマーク（条例適合証）のことです。やさしさマークを掲示することにより、高齢者や障がい者等の便宜を図るとともに、県民の意識啓発や既存建築物の設備改善の誘導を図ります。

ゆ 有料老人ホーム

有料老人ホームは、老人を入居させ、入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜を供与する施設であって、老人福祉施設や認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居（認知症高齢者グループホーム）等ではない施設をいいます。設置者は、老人福祉施設の場合と異なり、地方公共団体や社会福祉法人に限定されないため、株式会社が設置者のところもあります。

ゆ ユニット型特別養護老人ホーム

自宅に近い生活となるように配慮しながら、個室と少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室により一体的に構成される生活単位(ユニット)ごとに入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する施設です。

ユニバーサルデザイン

幼児から高齢者まで、身体に障がいのあるなしを問わず、誰もが快適に利用できる形や機能を持った製品や建築・都市空間などの環境づくりをしていこうとする概念をいいます。

よ 要援護者

一般的には、精神的、物理的に何らかの助けを必要とする人をいいます。

なお、生活保護の処遇上、高齢、母子、障がい、傷病等のためにきめ細かな援護を必要とする人をさして使われることが多い言葉です。

養護老人ホーム

65歳以上の方で、環境上の理由と経済的理由から、居宅において養護を受けることが困難な方を入所させ、養護する施設です。この施設への入所は、市町村による措置に基づいて行われます。

要介護・要支援

要介護とは、身体上又は精神上の障がいがあるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について6箇月以上にわたり継続して常時介護を要すると認められる状態をいいます。

要支援とは、常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要する状態又は身体上若しくは精神上の障がいがあるために6箇月以上にわたり継続して入浴、排せつ、食事等の日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態をいいます。

ら ライフステージ

人間の発達段階を、独特の特徴が現れるいくつかの区切りをもってとらえるもので、一般には、胎生期(受精～誕生)、乳児期(誕生～2歳)、幼児期(2～6歳)、児童期(6～12歳)、青年期(12～22歳)、成人期(22～65歳)、老年期(65歳以上)のように区分しています。

り 理学療法士

国家資格であり、医師の指示のもとに、病気やけが、老化などにより身体機能に障がいのある人に、運動療法や温熱、マッサージ等により、日常生活に必要な基本的な運動能力の回復を図ることを業とする者をいいます。

リハビリテーション

心身に障がいがある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方をいいます。

り

療育

障がい児の障がいを軽減し、自立して生活するために必要となる能力が得られるよう治療・訓練と、社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導を併せて行うことを表す言葉です。

療育圏

地域ごとの機能分担によりネットワーク化を図り、それぞれの地域における療育体制を計画的に充実するために設定した圏域のことです。

- ・一次療育圏－身近な療育を担う圏域（概ね郡の範囲）
- ・二次療育圏－より専門的な機能を提供する圏域（保健福祉事務所の所管する範囲）
- ・三次療育圏－県全域を対象とし、専門性の高い療育訓練を提供する圏域

ろ

老人クラブ

高齢者が会員となり相互の親睦を図るとともに、社会奉仕活動などの社会参加活動を通して、老後を健康で豊かなものとするために自主的に組織したものの呼び名で、県内に約2,600のクラブがあります。

老人性認知症センター

老人性認知症患者に関する専門的医療相談、鑑別診断、治療方針の選定、夜間や休日の救急への対応等を行うとともに、地域の保健医療・福祉関係者に対する技術援助等を行うセンターで、精神病院や精神科を有する総合病院が指定されています。

老人保健事業

老人保健法により、市町村が実施主体となり、壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防や介護予防を目的として、40歳以上の住民を対象に行われています。健康手帳の交付、健康教育、健康診査、機能訓練等の6事業で構成されますが、平成18年度から、65歳以上に対するものは、健康手帳の交付と健康診査を除き介護保険の地域支援事業に移ります。

見直しの経過

■平成16年度

17. 2. 2 福島県社会福祉審議会（平成16年度第4回総会）
 ・社会福祉法第7条第2項の規定に基づき、社会福祉審議会に対し第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21」（以下、プランという。）の見直しについて諮問

■平成17年度

17. 6. 3 第1回福島県社会福祉審議会計画策定専門分科会
 ・現行プランの点検結果について審議
17. 7. 28 福島県社会福祉審議会（平成17年度第1回総会）
 ・委員改選、プラン見直しの途中経過について報告
17. 8. 29 第2回福島県社会福祉審議会計画策定専門分科会
 ・平成22年度（目標年度）に向けた主要改題及び見直し後プランの骨子の検討
17. 10. 17 市町村、社会福祉協議会等へ第1次素案への意見照会
17. 10. 27 第3回福島県社会福祉審議会計画策定専門分科会
 ・第1次素案について審議
17. 10. 28 県内7方部の地域保健医療福祉推進会議等委員から素案に対する
 ~17. 12. 26 意見を聴取
17. 11. 28 第4回福島県社会福祉審議会計画策定専門分科会
 ・第2次素案について審議
17. 12. 26 パブリックコメント
 ・素案について県民からの意見を公募（12/26~1/25）
18. 2. 8 第5回福島県社会福祉審議会計画策定専門分科会
 ・最終素案について審議
18. 2. 24 福島県社会福祉審議会（平成17年度第2回総会）
 ・プラン見直し（案）について審議
 ・答申について
18. 3. 1 小林委員長から知事に対して答申
18. 3. 27 プランの決定

〔諮問文〕

16保第1359号
平成17年2月2日

福島県社会福祉審議会
委員長 山田 広助 様

福島県知事 佐藤 栄佐久

第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21」
の見直しについて（諮問）

福祉をとりまく社会情勢の変化に柔軟に対応し、引続き「うつくしま福祉プラン21」の推進を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第2項の規定に基づき、「うつくしま福祉プラン21」の見直しについて、貴審議会に諮問します。

〔答申文〕

117社審第21号
平成18年3月1日

福島県知事 佐藤 栄佐久 様

福島県社会福祉審議会
委員長 小林 英義

第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21」
の見直しについて（答申）

平成17年2月2日付け16保第1359号をもって諮問のあった「うつくしま福祉プラン21」の見直しについては、審議検討の結果、別添、「第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21」中間年次見直し」のとおり答申します。

なお、見直した計画に基づく施策の実施等に当たっては、特に、以下の点に格別の配慮を払われるよう要望します。

記

障がい者が、障害者自立支援法の施行後も、障がい福祉サービスを利用するに当たり支障をきたさないよう十分に配慮すること。

福島県社会福祉審議会委員名簿

答申がなされた日(平成18年3月1日)現在

(敬称略 区分別五十音順)

区分	氏名 ◎委員長、○副委員長	所属・役職等	計画策定専門 分科会委員
社会福祉 事業従事者	相澤 與一	県精神障害者家族会連合会 会長	●
	伊藤 敏寛	県ボランティア連絡協議会 会長	●
	金澤 勝子	県老人クラブ連合会 女性部副部長	
	○菅野 純紘	県社会福祉協議会 常勤副会長	
	高橋 百合子	県保育協議会 理事	●
	谷口 幸子	日本赤十字社福島県支部 事務局長	●分科会長
	田野入 キヨ	県母子寡婦福祉連合会 会長	
	照山 成信	県手をつなぐ親の会連合会 会長	●
	橋本 吉弘	県民生児童委員協議会 会長	
	曳地 勝正	社会福祉施設経営者協議会 会長	●
	雪下 法子	県授産事業振興会 副会長	
学識 経験者	大竹 静子	公募委員	●
	菅野 典雄	町村会 会長	●
	◎小林 英義	会津大学短期大学部 教授	
	小山 菊雄	県医師会 会長	●
	佐藤 晴雄	福島民報社 編集局長	
	鈴木 典夫	福島大学 助教授	●副分科会長
	滝田 健次	県労働福祉協議会 事務局長	
	千葉 和彦	県弁護士会 副会長	
	林 偕子	郡山女子大学短期大学部 教授	
	増子 博文	県立医科大学(神経精神科) 講師	●
	三品 ユカリ	公募委員	●
	三保 恵一	市長会 監事	
	柳沼 幸男	福島民友新聞社 編集局長	
山口 金子	県婦人団体連合会 理事		

福島県社会福祉審議会旧委員名簿

諮問がなされた日(平成17年2月2日)現在

(敬称略 区分別五十音順 任期 H14.7.10~H17.7.9)

区分	氏名 ◎委員長、○副委員長	所属・役職等	計画策定専門 分科会委員
社会福祉事業従事者	相澤 與一	県精神障害者家族会連合会 会長	●
	石沢 文子	県ボランティア連絡協議会	●
	大塚 孝明	県保育協議会 副会長	●
	大野 ヒロ	県母子寡婦福祉連合会	
	桑名 節	県社会福祉施設連絡協議会	●
	谷口 幸子	日本赤十字社福島県支部 事務局長	●分科会長
	照山 成信	県手をつなぐ親の会連合会 会長	●
	舟田 代明	前 県民生児童委員協議会 会長	
	堀籠 昭	県老人クラブ連合会 会長	
	八代 幸子	県身体障害者福祉協会	●
	◎山田 広助	県社会福祉協議会 会長	
学識経験者	大竹 静子	公募委員	●
	菅野 建二	福島民友新聞社 編集局長	
	車田 次夫	町村会 会長	●
	小山 菊雄	県医師会 会長	●
	佐藤 晴雄	福島民報社 編集局長	
	鈴木 典夫	福島大学 助教授	●
	滝田 健次	県労働福祉協議会 事務局長	
	丹治 道郎	県青少年団体連絡協議会 副会長	
	千葉 和彦	県弁護士会 副会長	
	丹羽 真一	県立医科大学(神経精神科) 教授	●
	長谷川 秀雄	公募委員	●
	○林 偕子	郡山女子大学短期大学部 教授	
	三保 恵一	市長会 監事	
	山口 金子	県婦人団体連合会 理事	

第4次福島県社会福祉計画

うつくしま福祉プラン21

改訂版

●編集・発行●

福島県

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

●問い合わせ先●

保健福祉部保健福祉総務領域
総務企画グループ

TEL024-521-7217(直通) FAX024-521-7979

URL <http://www.pref.fukushima.jp/hofuku>

e-mail hofukusoumukikaku@pref.fukushima.jp

●印 刷●

株式会社 第一印刷